

平成21年度横浜市次世代育成支援行動計画 専門部会（第2回）会議録	
日 時	平成21年8月19日（水）17:00～19:00
開催場所	マツ・ムラホール（松村ビル本館 地下1階会議室）
出席者	伊達委員（座長）、飯田委員、奥山委員、加藤委員、北岡委員、小出委員、山同委員、新保委員（副座長）、増沢委員
欠席者	小塚委員、小林委員
開催形態	公開（傍聴者 0人）
議 題	1. 今後の専門部会の進め方について 2. 児童相談体制（在宅支援）の充実について (1) 伊達座長からの発表 (2) 事務局からの報告 (3) 山同委員からの発表 (4) 小出委員からの発表 3. 施設や里親による養育支援の充実について (1) 事務局からの報告 (2) 増沢委員からの発表 4. 意見交換
決定事項等	特になし
議事 1. 今後の専門部会の進め方について ・事務局から説明 2. 児童相談体制（在宅支援）の充実について (1) 伊達座長からの発表 ・伊達座長から、以下の内容について発表が行われた。 1) 次世代育成支援へのアプローチ 2) 次世代を担う“すべての子ども”へ 3) 子ども人口（18歳未満）に占める「要保護児童」の割合 4) 児童虐待予防のアプローチ 5) 行動計画策定にむけて (2) 事務局からの報告 ・事務局より要保護児童対策地域協議会における在宅支援の進行管理について報告 (3) 山同委員からの発表 ・山同委員から、以下の内容について発表が行われた。 1) 青葉区虐待関連事業について 2) 養育支援マニュアル（青葉区版）について 3) 青葉区福祉保健センター把握虐待ケース状況について	

(4) 小出委員からの発表

・小出委員から、以下の内容について発表が行われた。

1) 横浜市児童相談所の相談対応状況について

2) 児童相談所における支援について

3. 施設や里親による養育支援の充実について

(1) 事務局からの報告

・事務局よりこどもの社会的養護の体制整備の方針案について報告

(2) 増沢委員からの発表

・増沢委員から、以下の内容について発表が行われた。

1) 一時保護と施設入所数（全国、大阪市、横浜市の比較）について

2) 政令指定都市の要保護児童対策地域協議会の実状について

4. 意見交換

(伊達座長) 次世代育成支援の大事なところは次世代の親づくりであるという視点から計画に載せることが望ましい。予防的なシステムがうまく働き、社会的養護がきちんと対応できているのだろうか。それを意識して進めていきたい。この専門部会から本体の次世代育成計画の中にどういう柱を持ち込むか、絞り込んだ方がよい。

(飯田委員) 施設入所しなければならない子どもの状態は重く、養育が困難と思われる養育者もおり、再統合はきちんと判断しなければならない。家族再統合ありきということで、施設入所と同時に再統合の話が進んでいくケースを間々見るが、これは非常に危険なので、チェック機能が必要。

施設に入所している子どもが不登校になると児童養護施設を出なくてはならない、あるいは18歳で施設を出るときは住み込みで就労しないといけないなど厳しい状況にある。

施設や自立支援施設に入所している子どもは、ベースに発達障害があるケースも多く、なかなか言うことを聞かない、しつけにくいなど、育てにくいために暴力をふるってしまい、結果的に虐待になっている。

状況が厳しく、職員がバーンアウト（燃え尽き症候群）してしまう。職員の育成と言うが、継続して勤務できているのか。

(増沢委員) 確かに施設職員はバーンアウト寸前で、そのケアをするのに必死である。施設職員の数を増やして職員が守られる体制作りが喫緊の課題である。また一方で、施設が子どもの住んでいた地域と連携をとり、有用な資源や人々との協力関係を築いていくことが大切である。施設入所によって地域から子どもを断ち切るような事態を防ぎ、子ども自身を支える力となる。そのことは、延いては施設職員に負担が集中してしまう事態を和らげ、職員を支える力となる。

また、家族再統合がありきという話は、あってはならないことである。施設に入るのは特別な状態なので、すぐに戻せるようなものではない。しかしその方向が見えた際、施設とその家族の住む地域とのつながりがあるかどうかは、家族再統合の過程を左右する重要な要素となる。家族再統合の前に地域再統合とも言うべき過程が必ず必要となる。ところが家族再統合の際に地域の諸機関との調整に苦慮することが少なくなく、その意味からも入所当時から施設と子どものいた地域機関や人々との良きつながり

を維持することは重要である。

子どものいた地域と施設との良いつながりを維持するため、また子どもがそれまでの地域機関や人々との良いつながりから断ち切られないためにも、施設が身近な場所にあることが望ましい。できれば各区に児童養護施設が設置され、当該区の要保護児童対策地域協議会との密な連携を図り、維持、強化されることが望ましい。また、そのためのも要保護児童対策地域協議会の充実、強化は必至である。

(加藤委員) 里親委託の中には難しい例もあり、場合によっては施設等に子どもを戻すケースや里親が抱え込んでうつになるケースも報告されている。しかし、里親の広報にあたってはそうした課題は発信しづらい状況もある。

自立支援に次代の親づくりまで含めていこうとするのであれば、自立援助ホームを増やすだけでは済まなくなっている。児童相談所は18才で切れてしまうので、里親OB（子どもを育て上げた人）やケースワーカーOB、施設、児童相談所が連携して、養育センターのようなところでうまくつないでやっていると対応しきれない。

児童相談所の職員に若い人が増え、経験年数が浅いこともあって、里親が相談をしても答えが返ってこないことが多い。人材育成の強化に力を入れることも必要である。

(伊達座長) 再統合を目指すのであれば入所して2年以内ぐらいにしないと、その後は難しくなる。

自立援助ホームは、15歳以上に新たに出てきた子どもたちには有効であろう。15歳で養護施設から自立援助ホームへという場合は継続性が保てない。その進行管理のアセスメントは重要。

(飯田委員) 日本のケースワーカーの数は人口に対して少ない。また、若いケースワーカーが多く、複雑な家庭の問題を把握してポイントを押さえる力量を持っていないのが現状。ケースワーカーの育成を重点に置いていくべきであり、いろいろな社会的資源をマネジメントできる能力と人間性を育てることが早急に求められる課題である。

(小出委員) ケースワーカーについては量と質の問題がある。人を増やすのであれば育成しなければならない。ケースワーカーはルーチン化された業務ではないので人材育成に時間がかかる。今、体制を整えながらやっているところであり、大きな課題であると十分認識している。

年長の子どもたちについては心を痛めている。18歳以降だけではなく、施設に入っているでも退学してしまうとその後の行き場に困る。自立援助ホームを使っても、その後何らかの形で自立していかなければならない。行き場のない子どもをどうするかは大きな課題。18歳以降の子どもは児童福祉法の保護を受けられない。18歳になって突然に問題が起こるのではなく、幼少期からの問題の積み重ねなので、それまでにどういうケアをしていくかが重要である。

(奥山委員) ファミリーホームの設置促進とあるが、今、ファミリーホームは何件あるのか。(回答：6件)

施設の限界がある中で、一時保護の人をどうするかは喫緊の課題。施設に入ったとしても、できる方はなるべく早く地域や家族へ帰し、重篤なケースは細やかに対応しなくてはならない。

地域との関係は重要。地域子育て支援拠点でも気になるケースは見えてきており、できる範囲で保育園、幼稚園、福祉保健センターとの連携はしていく。何らかの形で、地域でできることはやっていきたい。地域での見守りは、ヘルパー派遣、家庭訪問などの事業を増やすことも大事だと考える。

(伊達座長) 小規模なものを地域に張り巡らせる方向は、横浜市こどもの社会的養護グランドデザインでの進め方と理解している。社会的養護では発生予防が現実にはできていない。このままだと禍根を残すだろう。

(新保委員) ここでは長期的な視野でとらえる立派な目標と今回策定する後期計画の年数にあたる5年ぐらい

で可能な目標をイメージしておくことが必要である。

こども青少年局なので、子どもと青少年相談を一括してできるような流れは作れないか。青少年相談センターが併設されている中央児童相談所のようなものを増やしていく方向が可能なのではないか。もう少し青少年のところを強化した上でやったらよいと思う。

区役所と児童相談所の関係は、同じ市の職員が働いているのだからもっとスムーズにやってほしい。その関わりでソーシャルワーカーの育成をやっていく必要がある。特に40代、50代の人達が若手に対して教育的立場に立つとよい。

施設を増やすのはある程度必要なことだと思う。少なくとも一時保護所と児童養護施設を港北、鶴見あたりのどこかに作ってもらうことが、ハード面でまず必要。特に、一時保護所のない児童相談所には一時保護所を設置し、地域から引き離さないようにする必要がある。数日単位の一時保護を活用できる仕組みも作っておく必要がある。是非これを5年の計画の中に載せていただきたい。

(事務局) 施設が圧倒的に足りないというのは共通の認識である。施設整備だけでなく、地域での支援を充実させて親子分離にならない状況を予防策として作っていくことも大切。この両面を考えていかないとならない。

トータルでその子の人生を考えてあげる、セルフマネジメントを誰かが支援してあげないといけない。その機能を誰が担うか明確にすることが必要である。

児童相談所、区役所のアセスメント機能の不足があり、充実していかなければいけない。これは児童相談所、区役所だけが担うものではなく、市民の力で補うことも考えなければならない。

以上

資料	資料1 後期計画の構成について 資料2 こどもの虐待防止と社会的養護体制の今後の検討について 資料3 要保護児童対策地域協議会における在宅支援の進行管理 資料4 区役所（福祉保健センター）の対応について 資料5 児童相談所の対応について 資料6 こどもの社会的養護の体制整備の方針案 参考 伊達座長からの発表 関連資料 参考 増沢委員からの発表 関連資料
----	--